

海外展示会出展支援事業費助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県が定める山梨県海外展示会出展支援事業費補助金交付要綱に基づいて、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「財団」という。）が実施する海外展示会出展支援事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定するもののうち、県内に本社又は主たる事業所を有する製造業者（本事業により、県内に本社又は主たる事業所を開設しようとする者を含む。）をいう。

(交付の目的)

第3条 この助成金は、中小企業者が、自社製品・技術等の海外への販路開拓を図るため、海外で開催される工業製品関連の展示会・見本市等への出展に要する経費の一部を助成することにより、県内中小企業の高度な技術力を広く周知し、海外販路の拡大を図ることを目的とする。

(助成対象事業、助成対象者、助成対象経費、助成限度額等)

第4条 助成対象事業は、中小企業者が海外の工業製品関連（主として機械電子工業関連）の展示会・見本市等へ出展する事業とする。ただし、国又は県並びに公的機関による出展料の減額等の支援措置が受けられる事業については対象としないものとする。

2 助成対象者は第2条に定める中小企業者又はその構成メンバーの大部分が県内に所在する中小企業者であるグループとする。

ただし、上記に該当する者のうち、自己又は自社の役員等が、次の要件に該当する者は除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

3 助成対象経費は次に掲げるものとする。ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額、交付決定日以前に支払った経費を除くものとする。

- (1) 出展登録料（展示会への登録に要する経費）
 - (2) 小間（ブース）代（展示会への出展に係わる小間料）
 - (3) 小間装飾・工事費（展示会への出展に係わる小間装飾等に要する経費）
 - (4) 国内・海外輸送費（展示品の輸送に要する経費で通関料も含む）
 - (5) 通訳料（展示会開催中に必要となる通訳に要する経費）
 - (6) 国内・海外旅費
 - ア. 展示会の出展に必要な役員・社員の出張費（ただし2名までに限る）
 - イ. 滞在費は開催期間と搬入するための前日、搬出するための期間後1日までの期間を対象とする
 - ウ. 展示会終了後の営業活動に要する役員・社員の出張費（ただし2名または2回まで）
 - (7) PR用資料作成費（海外展示会にてPRする目的で英語等の表示及びナレーション等を入れたビデオ、DVD等を作成する経費）
 - (8) 手数料（代理店手数料等）
- 4 助成（採択）に係る要件については、次に掲げるものとする。
- (1) 展示会等の内容が、出展する製品等の内容と合致するものであること
 - (2) 展示会等への出展により見込まれる成果が妥当であり、その実現が期待できること
 - (3) 展示会等へ出展する製品等の内容に優位性があること
 - (4) 今後の事業活動による販路拡大が見込まれること
- 5 助成率は助成対象経費総額の1/2以内とし、助成限度額は60万円以内とする。

（助成金の交付申請）

- 第5条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第1号）を財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- 2 助成金の交付申請回数は、同一年度1回を原則とするが、同一企業から2回目の申請があった場合は全体の応募状況、過去の支援回数、出展効果、成約状況等を精査し採否を決定する。なお、同一の展示会への出展については、3回を限度とする。

（事業の着手時期）

- 第6条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が認めた場合はこの限りでない。
- 2 前項のただし書により助成金を受けようとする場合は、前条第1項の規定により提出する助成金交付申請書に、事前着手理由書（様式第1号の2）を添付するものとする。

（助成金の交付決定）

- 第7条 理事長は、第5条第1項の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付決定を行い、当該助成対象者に対し、助成金交付決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。
- 2 交付決定については予算の枠内にて対応することとする。
- 3 理事長が必要と認めるときは、助成金の申請の採択の適否について審査させるため、審査会を設置することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から15日以内に申請の取り下げをする旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定における申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の内容等の変更)

第9条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成対象事業計画変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、事業に影響を及ぼさないと認められる軽微なものは除く。

(2) 助成対象事業の各経費区分毎に配分された額を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 各経費区分内において、増減額が20%以内の変更である場合

イ アの規定にかかわらず、経費区分毎の増減が10万円以内の変更である場合

2 理事長は、前項の承認をする場合において変更承認通知書(様式第4号)を助成事業者に交付するものとする。但し、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 助成事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、助成対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認をする場合において助成対象事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)を助成事業者に交付するものとする。

(事業の実績報告)

第11条 助成事業者は、助成対象事業が完了したとき(助成対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときを含む)は、速やかに助成対象事業実績報告書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 理事長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第8号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第13条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払を行うものとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、概算払することができるものとする。

2 助成事業者は、第1項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、助成金精算(概算)払請求書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の経理)

第14条 助成事業者は、助成対象事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、助成対象事業が完了した日の属する年度(以下「助成事業完了年度」という。)の終了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 理事長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成対象事業に関して助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は本要領に基づく理事長の処分違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第16条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させるものとする。

(実施結果の状況報告)

第17条 助成事業者は、助成対象事業終了後の6ヶ月及び1年間の成果・状況等について助成対象事業実施結果状況報告書(様式第10号)を作成し、翌月末までに理事長に報告しなければならない。

(成果の公表)

第18条 理事長は、助成金の交付を受けて実施した助成対象事業の内容について、企業名、所在地、助成金額、事業概要、成果等をホームページ等により公表することができる。

(その他)

第19条 この要領で定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月2日から施行する。